

再び社会に包み込む  
こういった支援をやっている気になることは、世間にみられる触法知的障がい者への見方です。知的障がい者が罪を犯したのではなく、罪を犯した人がたまたま知的障がい者だったといった見方であり、また、社会から排斥してしまおうと

ならば、触法行為をしてしまうことそのものを生活ニーズとしてとらえていくべきでしょう。そして、その触法行為をしてしまうというニーズを解決するために支援をするということになります。

右の図をご覧ください。療育手帳の有無にかかわらず、触法知的障がい者の支援は事件発生できるだけ早いうちの対応が望まれます。

最も望ましいのは、被疑者段階からの危機的介入です。起訴前弁護活動として、弁護士から警察や検察に障がいのあることに留意してもらうよう申し入れを行います。

また、公判請求されて裁判となった場合は、福祉の支援者が更生支援計画書を作成して証拠として提出し、必要に応じて情状証人にも立つような支援を行います。

不起訴や罰金の略式命令などで裁判にならずに釈放された場合や裁判となっても執行猶予や罰金刑で釈放された場合は、更生支援計画に基づいて居住サービス利用も含めた支援を行います。

実刑となった場合は受刑中も支援を継続します。こういった、被疑者被告人段階～処分中～処分終了後～自立更生までの一貫した支援が重要です。

こういった支援は一般の福祉の支援とほとんど変わりありませんが、唯一異なるのは「再犯防止なくして自立更生はない」ということでしょうか。

この数字は一般刑務所、すなわち医療刑務所ではなく知的障がい者への特別な対応（法律用語では処遇といえます）をする刑務所ではありませんし、すべての刑務所ではなく15カ所のサンプル調査です。また、この調査結果は刑務所が把握した知的障がい者に関する数字ですので、刑務所が知的障がい者として認知していない軽度知的障がい者が存在していることは充分考えられます。この点から多くの知的障がい者が受刑しているということがうかがえます。

調査に見る知的障がいと受刑者

医学的に言う知的障がい者であるIQ70以下の者は理論的には人口の2.27%である。日本の場合約289万人いることになる。そして、そのうち療育手帳の交付を受けているのは、平成17年知的障がい者（者）基礎調査によると54万7000人程しかないということになり、さらにこの内の9万5500人（23.3%）が軽度で最も少ないという結果となっている。つまり、特に軽度知的障がい者の多くは公に認められていないということになります。が、「生きにくさ」がなければ生活モデルでの障がい者とは言えません。公に認められていない知的障がい者でも触法行為をしてしまうという知的障がい者としてとらえるべきでしょう。

平成18年に行われた厚生労働省の特別調査の結果では、一般刑務所（男子施設のみ）のうち15カ所の受刑者2万7024人について、知的障がい者および知的障がいの疑いのある者は410人であり、また、そのうち26人が療育手帳の交付を受けていないとされています。なお、この数字は一般刑務所、すなわち医療刑務所ではなく知的障がい者への特別な対応（法律用語では処遇といえます）をする刑務所ではありませんし、すべての刑務所ではなく15カ所のサンプル調査です。また、この調査結果は刑務所が把握した知的障がい者に関する数字ですので、刑務所が知的障がい者として認知していない軽度知的障がい者が存在していることは充分考えられます。この点から多くの知的障がい者が受刑しているということがうかがえます。

相談支援から見えてくるもの

地域における触法知的障がい者への支援

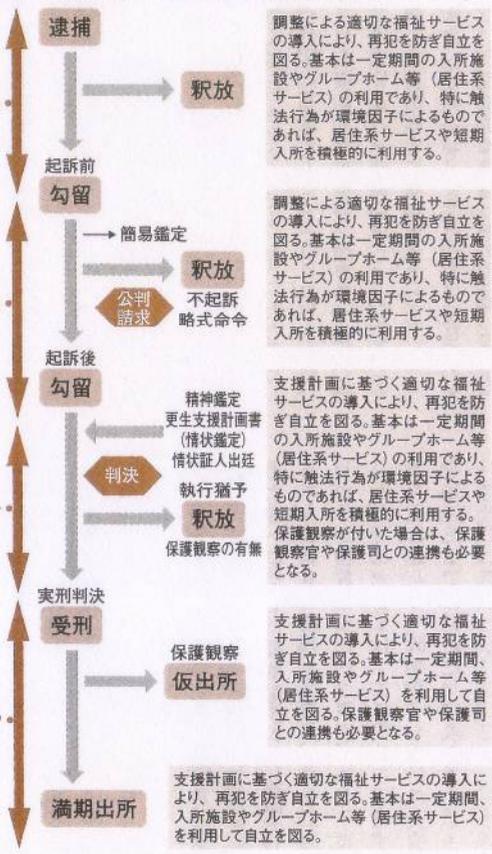
社会福祉法人「羊会 相談支援センター」「であい」・原田和明

生きにくさというニーズ

相談支援センター「であい」は、兵庫県の南東部に位置する中核市の西宮市にある、ごく普通の3障がいに対応した障がい者相談支援事業所です。利用者の居

住地は、周辺都市だけではなく県内の広い範囲に及んでいて、さらに、他府県に居住する利用者もおられます。利用者のニーズはさまざまで、そのニーズに応じた支援を行っています。そういったニーズのひとつが触法行為に関するニ

図 刑事手続きと福祉的対応関係（成人）



者で触法行為をする（加害）というニーズのある人への支援について述べていきたいと思います。

まず大切なことは、触法行為をしてしまうことそのものを生活ニーズとして、つまり「生きにくさ」ととらえることです。これは、知的障がい者の触法行為が許されるということではありません。日本は法治国家ですから、その人の責任能力に応じた処分がされることは当然です。人としても自分の行いに責任をとるべきです。ただ、触法行為の原因に福祉の支援がないなどの社会的な問題があった、そのために「生きにくさ」があるの

ニーズ解決のための支援

さて、触法行為をすることや被害に遭うことは、特別なことなのでしょうか？ 私は、それほど特別なこととは思っていません。とくに、地域生活においては当然あるリスクだと思っています。誰しもが犯罪加害者、あるいは被害者になる可能性があります。ここでは、知的障がい者で触法行為をする（加害）というニーズのある人への支援について述べていきたいと思います。

ズです。それは、加害者の場合、被害者の場合、また、加害者でありながら被害者でもあるといった場合もあります。